

定額減税補足給付金（不足額給付Ⅱ）申請書

定額減税補足給付金（不足額給付）とは、令和6年に支給した調整給付金（当初給付）^注の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

注：調整給付金（当初給付）とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった（＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

城陽市長 様

受付印

【本様式での申請が必要な方】

- 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税額がいずれも0円の方、かつ、
令和6年分の非課税世帯（又は均等割のみ世帯）向け給付を、世帯主又は世帯員として受給していない方であって、
- ・青色事業専従者 または 事業専従者の方
 - ・合計所得金額が48万円超である方

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、☐にチェック（レ）してください。

☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 下記の支給要件に該当する場合、原則として4万円（※）が支給されます。城陽市における確認の結果、支給要件に該当しなかった場合には定額減税補足給付金（不足額給付）は支給されません。※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円

【支給要件】

以下のいずれかの条件を満たすこと

- ・令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者のうち、定額減税及び調整給付金（当初給付分）の支給対象とならなかった
- ・地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者で、定額減税及び調整給付金（当初給付分）の対象とならなかった

- ② 以下のいずれにも該当しません。

- ・令和6年度に実施された定額減税の対象であった
- ・令和5年度、令和6年度に実施された低所得者世帯向け給付を受給した
- ・令和6年度に実施された調整給付（当初給付分）を本人分または扶養親族等分として受給した

- ③ 定額減税補足給付金（不足額給付）の支給要件の該当性等を審査等するため、城陽市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

- ④ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

1 申請者

フリガナ 氏 名	生年月日	現住所
	明治 ・ 大正 ・ 昭和 ・ 平成 年 月 日	〒 日中に連絡可能な電話番号
		令和6年1月1日時点の住所

【代理申請、代理受給等を行う場合】

代理人	フリガナ 代理人氏名	本人との 関係	代理人生年月日	代理人住所
			明治 ・ 大正 ・ 昭和 ・ 平成 年 月 日	〒 日中に連絡可能な電話番号
(該当する委任内容に○をつけてください) 上記の者を代理人と認め、調整給付金の 申請 受給 申請及び受給 を委任します。（法定代理の場合は記入不要）			本人氏名	署名（又は記名押印）

裏面も必ず確認してください。

2 給付金の振込先口座（原則、1の申請者の口座とします。）

金融機関名		支店等名		種別	口座番号	口座名義（カナ）
1 銀行 5 農協 2 金庫 6 漁協 3 信組 7 信済連 4 信連		本・支店 本・支所 出張所		1 普通 2 当座		※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード		支店コード				

ゆうちょ銀行	通帳記号 6桁目がある場合は ※欄に記入してください。	通帳番号	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください。
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上又はキャッシュカードに記載された記号・番号を記入してください。	1 0 ※		

提出書類

- ☐『定額減税補足給付金（不足額給付Ⅱ）申請書』（本書類）
※ 必要事項をご記入ください。

☐ 誓約・同意事項（表面中段）☐ 申請者（または代理人）の氏名など（表面下部）☐ 振込口座（裏面上部）☐ 署名（裏面下部）
- ☐『令和6年分所得税の源泉徴収票 または 確定申告書の写し（コピー）』
※ 受給要件の確認に必要な令和6年所得税額等がわかる上記書類の写し（コピー）をご用意ください。
- ☐『事業主の令和6年分所得税確定申告書 または 青色事業専従者に関する届出書の写し（コピー）等』
※ 青色事業専従者または事業専従者の方のみご注意ください。
- ☐『世帯全員の令和6年度個人住民税の納税通知書 または 課税（非課税）証明書の写し（コピー）』
※ この書類は、令和6年に当市に転入された方のみご注意ください。
受給要件の確認に必要な令和6年度個人住民税額等がわかる上記書類の写し（コピー）をご用意ください。
- ☐『本人（代理人）確認書類の写し（コピー）』
※ マイナンバーカード（顔写真がある面）、運転免許証、健康保険証（資格確認書）、介護保険証、年金手帳（基礎年金番号通知書）等の写し（いずれか1つ）を添付してください。代理人による手続の場合は、本人分と代理人分の本人確認書類を それぞれ添付してください。
- ☐『受取口座を確認できる書類の写し（コピー）』
※ 通帳やキャッシュカードの写しなど、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義（カナ）を確認できる部分の写しを添付してください。

※必要に応じて、上記に記載の書類以外の提出を求める場合もあります。

本申立ての内容に相違ありません。

年 月 日 申請者氏名